

# 専門部会について

平成25年5月15日

## 専門部会の設置の考え方、検討テーマ、 名称、メンバーについて（案）

### 1 設置の考え方

具体的かつ重要なテーマごとに、次のような場合に設置することとする。

○見直しの方向性は一致しているが、専門性を確保した上で具体的内容を十分検討すべきと判断する場合

○見直しの方向性が一致していないが、過去の検討状況を踏まえ、関係者の意見等を聴きつつ、専門性を確保した上で十分検討すべきと判断する場合

### 2 設置する部会

第一次安倍内閣時に発足した地方分権改革推進委員会以降の議論の成果（積み重ね）や、各府省の検討結果、地方の意見等を踏まえ、まずは、①無料職業紹介に関する事務・権限の見直し、②自家用有償旅客運送に関する事務・権限の見直しをテーマとするため、以下の2つの部会を設置する。

○雇用対策部会（無料職業紹介関係等）

○地域交通部会（自家用有償旅客運送関係等）

その後、引き続き、他の重要テーマについて専門部会の設置を検討する。

### 3 メンバー

人数は5人程度とし、有識者会議議員から2人程度、専門分野の有識者から3人程度とする。

専門分野の有識者については、具体的な検討テーマ毎に人選することとする。

直接の利害関係者はメンバーとせず、ヒアリング等により意見等を聴くこととする。

## 専門部会の開催について

平成 25 年 5 月 15 日  
地方分権改革有識者会議座長決定案

### 1. 趣 旨

「地方分権改革有識者会議の開催について」（平成 25 年 4 月 5 日内閣府特命担当大臣（地方分権改革）決定）に基づき、地方分権改革の推進に関する施策のうち特定の事項についての客観的な評価及び検討に資するため、地方分権改革有識者会議（以下「有識者会議」という。）は、必要に応じ、専門部会を開催することができるものとする。

### 2. 開 催

専門部会の開催については、有識者会議で決定する。

### 3. 構 成

専門部会の長（以下「部会長」という。）及び構成員は、有識者会議の座長が指名する。

### 4. 運 営

専門部会の運営については、以下のとおりとする。

- (1) 部会長は、必要に応じ、関係者の出席を求めることができる。
- (2) 専門部会終了後、部会長が報道関係者に対してブリーフィングを行う。
- (3) 専門部会の配布資料及び議事概要については、後日、内閣府のホームページにおいて公表する。
- (4) 専門部会での検討状況については、有識者会議に報告する。

### 5. その他

前各項に定めるもののほか、専門部会の運営に関する事項その他必要な事項は、部会長が定める。